

## 災害時における居室等を設備した車両の提供に関する確認書

(趣旨)

第1条 この確認書は、災害時における居室等を設備した車両の提供に関する協定書（以下「協定」という）第7条第1項の規定に基づき、損害賠償等について定めるものである。

(損害賠償等)

第2条 協定第7条第1項に規定する損害賠償等については、乙が定める約款（別添「ダレット・レンタカー貸渡約款」）に基づき決定するものとする。

(変更)

第3条 甲、乙及び丙は、協議により本確認書の全部又は一部を変更することができる。

令和 年 月 日

甲：大阪市  
大阪市長 横山英幸

乙：株式会社 LAC ホールディングス  
代表取締役会長 田中昭市

丙：株式会社アネックス  
代表取締役 田中昭市